平成２２年（フ）第５２１号
札幌市西区平和３条６丁目11番５号
債務者　菊地　明子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５４４号
北海道北広島市南町２丁目４番地６
債務者　堀野　力也
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第５６４号
札幌市北区新琴似８条７丁目３番14号　クレスト87―101号
債務者　小野　智美（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６０８号
札幌市中央区南８条西７丁目1782番地７
債務者　佐々木多恵子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１２号
札幌市西区福井８丁目16番９号
債務者　今出　梅子
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
北海道網走郡美幌町字東４条南４丁目17番地の41
債務者　小笠原礼子（旧姓北野）
1　決定年月日時　平成22年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第５８号
山形県鶴岡市鼠ヶ関乙108番地２
債務者　富樫　正弘
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１６５号
山形県鶴岡市本町３丁目18番36号
債務者　進藤　文夫
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２１年（フ）第１６６号
山形県鶴岡市本町３丁目18番36号
債務者　進藤　富雄
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第４号
山形県鶴岡市中野新田字村西100番地
債務者　門脇澄美子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第１０号
山形県鶴岡市本町１丁目５番17号
債務者　五十嵐　忠
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２２年（フ）第３３号
福島県会津若松市一箕町松長６丁目４番地の11
債務者　関　　勝男
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４１号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字古屋敷188番地の７
債務者　佐藤　　将
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第４２号
福島県会津若松市町北町大字上荒久田字古屋敷188番地の７、前住所福島県会津若松市花見ケ丘２丁目１番28号　アムールハイム201号
債務者　佐藤　貴美
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
茨城県北茨城市中郷町足洗644番地２ドミールキクチＡ―201
債務者　斉藤　広美
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第７５号
埼玉県行田市門井町３丁目18番地３
債務者　鈴木　和恵
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第８８号
埼玉県本庄市小島南３丁目11番45号
債務者　塚本　幸洋
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部